

令和3年第3回竹原市議会定例会議事日程 第5号

令和3年9月29日（水） 午前10時開議

会議に付した事件

- 日程第 1 議案第49号 令和2年度竹原市歳入歳出決算認定について（決算特別委員会）
- 日程第 2 議案第50号 令和2年度竹原市下水道事業決算認定について（決算特別委員会）
- 日程第 3 議案第51号 令和2年度竹原市水道事業決算認定について（決算特別委員会）
- 日程第 4 発議第3-6号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）
- 日程第 5 発議第3-7号 地域住民のいのちを守るための意見書（案）
- 日程第 6 閉会中継続審査（調査）について（2 常任委員会）
- 日程第 7 議員の辞職について

令和3年9月29日開議

(令和3年9月29日)

議席順	氏 名	出 欠
1	下 垣 内 和 春	出 席
2	今 田 佳 男	出 席
3	竹 橋 和 彦	出 席
4	山 元 経 穂	出 席
5	高 重 洋 介	出 席
6	堀 越 賢 二	出 席
7	川 本 円	出 席
8	井 上 美 津 子	出 席
9	大 川 弘 雄	出 席
10	道 法 知 江	出 席
11	宮 原 忠 行	出 席
12	吉 田 基	出 席
13	宇 野 武 則	出 席
14	松 本 進	出 席

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議会事務局長 笹原章弘

議会事務局係長 矢口尚士

説明のため議場に参加した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	今 榮 敏 彦	出 席
副 市 長	新 谷 昭 夫	出 席
教 育 長	高 田 英 弘	出 席
総 務 企 画 部 長	平 田 康 宏	出 席
市 民 福 祉 部 長	塚 原 一 俊	出 席
建 設 部 長	梶 村 隆 穂	出 席
教育委員会教育次長	沖 本 太	出 席
公 営 企 業 部 長	大 田 哲 也	出 席

午前10時00分 開議

議長（大川弘雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

お手元に議事日程第5号を配付いたしております。

日程に入るに先立ち、発言の取消しについてをお諮りいたします。

宇野議員から、9月13日の本会議一般質問における発言について、会議規則第65条の規定により、不適切な発言の理由により、「からくりがあったのよ」の次から「職員は必ず」の前の部分、「委託したのですという答弁よ」の次から「東京のほうの業者に」の前の部分、「言うことをやらんと」の次から「3,300万円の9名」の前の部分、「市が払よんだから今」の次から「これは私はどうしても」の前の部分、「あなた方の答弁を聞きよったらもうちょっと」の次から「税金を楽に払ようる人は」の前の部分、「あなた方が甘かったのよ」の次から「ほんまに竹原市の図書館をどうするのか」の前の部分を取り消したい旨の申出がありました。この取消し申出を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） 御異議なしと認めます。よって、宇野議員からの発言取消し申出を許可することに決しました。

あわせて、会議規則第87条の規定により、配付用の会議録に記載しない旨、申し伝えます。

これより日程に入ります。

日程第1～日程第3

議長（大川弘雄君） 日程第1，議案第49号令和2年度竹原市歳入歳出決算認定について（決算特別委員会）から日程第3，議案第51号令和2年度竹原市水道事業決算認定について（決算特別委員会）までの3件を一括議題といたします。

本件は、決算特別委員会に付託となっていたものであります。よって、委員長の報告を求めます。

4番山元経穂決算特別委員会委員長。

決算特別委員会委員長（山元経穂君） 決算特別委員会委員長報告。

当委員会に付託されました議案第49号令和2年度竹原市歳入歳出決算認定について、議案第50号令和2年度竹原市下水道事業決算認定について、議案第51号令和2年度竹原市水道事業決算認定について、以上の3議案につきまして、総務企画部、市民福祉部、建設部、公営企業部、教育委員会と部署ごとに関係事務の集中審査を行った後、最後に市長の臨席により総括審査を行い、計5回にわたる審査を締めくくりました。

以下、その過程について主な質疑展開から報告いたします。

まず、総務企画部の関係事務審査では、職員の適正管理について、行政の合理化や住民サービスの多様化により、従前と比べて職員の負担とともに勤務時間が過重であるため、人配を含めた人員管理の必要性を問う質疑に対して、毎年職員の業務量を調査したり定期的な健康診断、産業カウンセラーの活用、また仕事量の増加に対しては会計年度任用職員の増員で対応しているとの答弁でした。

次に、農林水産業振興対策について、農業においては高齢化、担い手不足、耕作放棄地の増加等の課題を克服して振興するためにどう対処するかとの質疑に対して、農業の効率化や優良農地を維持するために農業振興地域の指定、若者を中心とした担い手の育成を図るとの答弁でした。また、水産業については、郷土産業振興館の利活用等の質疑、全般的な振興を企図する方針として1次産業の積極的な6次産業化への質疑がありました。

続いて、市長が掲げるシティプロモーションについて、まちの魅力を高めた上で本市の課題である人口減少対策にどのように応えるのかという質疑に対して、人口減少は全国的にも、また広島県においても大変重要な問題であり、特効薬はないが、様々な施策を複合的に絡めながら市の魅力を向上させ、シティプロモーションの推進により課題解決を目指すとの答弁でした。

その他、企業版ふるさと納税、観光プロモーション、消防団屯所の修繕等について質疑がありました。

次に、市民福祉部の関係事務審査では、新型コロナウイルス感染症対策の下、地域行事等が中止となり、高齢者の外出機会が減少する昨今、高齢者が認知症等の健康悪化を招くおそれについての対応に関して、次年度から重層的支援体制整備事業の早期活用を目指すべきとの質疑には、地域のつながりづくりや高齢者を孤立させないことを念頭に柔軟に対応し、社会福祉協議会とも連携しながら事業の推進を図ることで安全・安心の担保に努めたいとの答弁でした。

続いて、母子保健の推進に関して、産後ケア、不妊治療支援では、制度の周知をはじめ

め、より使いやすい環境整備への取組に向けた質疑がありました。

また、人権に関わる課題として、同和対策事業特別措置法が失効した中での同和問題に対する予算執行の在り方、DV防止、自殺対策事業について質疑があり、今後の人権推進に関する施策へ様々な言及がなされました。

その他、各種保険税・料について、低所得者の救済、負担の公平性についても質疑が展開されました。

次に、教育委員会の関係事務審査では、ICT支援員について、本市も推進しているGIGAスクール構想への体制を問う質疑がありました。これに対して、現状では支援員の配置と増加する仕事量との均衡が取れていないことから、広島県とも連携を図り、支援員の人材確保による増員も含めて、不十分な状況を改善していきたいとの答弁でした。

その他、教員の長時間勤務の改善や就学援助の範囲についても質疑がありました。

次に、建設部並びに公営企業部の関係事務審査では、空き家対策事業について、移住希望者の庁内手続をいわゆるワンストップサービスで対応できないかとの質疑に対して、各課の連携を密に行いながら事業全体の効果的な推進を図るとの答弁でした。

続いて、樋門管理の管理人について、後継者育成及びそれと不可分な管理のマニュアル化に関して今後の維持管理を見据えた質疑がありました。

また、緊急自然災害に対する事業については、突発的な大災害が発生する今日、スピード感を持った整備を求める質疑がありました。

その他、森林環境譲与税基金を活用した災害復旧整備、水道事業における県用水に対する認識を求める質疑も行われました。

以上のような集中審査、総括審査における質疑を踏まえた上で、当委員会に付託された3議案につきまして討論を経て採決を行った結果、全ての議案を原案のとおり認定すべきものと決しました。

最後に、市長、執行部におかれましては、当委員会の審査過程において各委員から質疑がなされた項目に対し御配慮いただくとともに、他の項目も含めて改めて事業の実効性、意義を再度検証され、新年度の予算編成に反映いただくことを委員長からの指摘、要望として当委員会の委員長報告といたします。よろしくお願いいたします。

議長（大川弘雄君） 報告が終わりました。

お諮りいたします。

委員長報告に対する一括質疑につきましては、省略いたしたいと思っております。これに御異

議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） 御異議なしと認めます。よって、委員長報告に対する一括質疑につきましては、省略いたします。

これより順次討論、採決いたします。

まず、議案第49号令和2年度竹原市歳入歳出決算認定について（決算特別委員会）、本案に対する委員長報告は原案認定であります。

これより討論に入ります。

通告がありますので、順次発言を許します。

まず、14番松本進議員。

14番（松本 進君） 私は、議案第49号令和2年度竹原市歳入歳出決算認定に反対をいたします。

自治体の第一の仕事は、地方自治法の第1条の2に定める住民の福祉の増進を図ることです。また、日本国憲法第25条は、「全ての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する、国は全ての生活部面について社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と国民の生存権と国の義務規定を定めております。

まず、竹原市の高い国保税は、滞納者などの生活を脅かしております。国保税滞納者総数435人のうち、月額所得状況8万3,400円未満は292人、67.1%です。生活保護基準以下の生活を強いられています。また、滞納者への実質的なペナルティとなる短期保険証の発行は20年度決算年度55件、これは医療を受ける権利を制限し、憲法25条の生存権に不安を与えています。市民の健康と命を脅かす行政は即刻中止すべきであります。

介護保険の給付サービスでは、特別養護老人ホームの待機者98人、そのうち在宅待機者は11人、その要介護度3以上が11人となっております。しかし、特養ホーム施設増床の改善は取り組まれておりません。私は、緊急に在宅待機者が入所できる特養ホームの増床を強く求めます。市は、老老介護者や要介護者の人権を守ること、離職者ゼロの政府方針を実行する極めて重要な責務があると強く指摘します。

次は、後期高齢者医療保険料は、無年金の人や月額年金1万5,000円以下の人でも月額保険料は1,161円の負担です。無年金の高齢者本人に課税される保険料は、憲法

25条の医療権、生存権を侵害しており、自治体の支援が不可欠であります。

次は、教育費について。

義務教育に必要で教科書に準じる学級教材の保護者負担は、小学校で最高月額1,527円、年額1万6,797円、また中学校で最高月額2,154円、年額2万3,694円です。この保護者負担の改善がありません。ドリル、資料など副教材として必要な学習教材の保護者負担の解消を重ねて強く求めておきます。

教員の長時間勤務の解消は、子供の学習権や健やかな成長を保障するためにも待ったなしの緊急課題であります。竹原市教育委員会の働き方改革取組方針、この目標の実現は大変遅れています。市教育委員会自らが決めた目標の実現は、教員の健康管理や子供の学習権を保障する第一歩にすぎません。市教育委員会の働き方改革方針を早急に実現するとともに、教員の残業時間ゼロを目指す本気の取組を強く求めます。

次は、公共事業の在り方についてであります。

新開土地区画整理事業は、1996年度から今日まで巨額の投資にもかかわらず、竹原市の人口減少防止の有効な施策とはなっておりません。この事業の凍結、縮小を強く求めるものです。私は、現在の竹原市の公共事業等の在り方を抜本的に見直して、市民一人一人の命と財産を守る災害復旧予防対策へシフトすることや子育て支援、地元業者の仕事確保など、竹原市経済のにぎわい、振興に有効な施策の実行を強く求めておきます。

次に、部落問題についてです。

2002年3月末に同和問題の特別措置法が終結して19年余り、決算資料でも竹原市内で部落差別事件は発生しておりません。私は、事業目的が終結した旧同和行政の施策である隣保館、地域集会所、教育集会所、部落解放同盟の補助金など、特別扱いする事業は即刻全額削除を求めておきます。

最後に、市民サービスを支える市職員の勤務条件、労働環境の改善が本気で取り組まれておりません。残業時間が月80時間超の職員数は6人、これは過労死ラインを超える異常事態であり、長時間残業が常態化しております。市民サービスを安定して支えるためにも、市職員の長時間残業の解決は待ったなしの緊急課題です。正規職員の計画的な増員を強く求めておきます。

以上で議案第49号に対する私の反対討論といたします。

議長（大川弘雄君） 次に、6番堀越賢二議員。

6番（堀越賢二君） 私は、本案に賛成の立場で討論いたします。

令和2年度の普通会計決算は155億5,054万9,000円で、前年度比20億4,607万5,000円で15.2%の増となっております。

この主な要因は、特別定額給付金、財政調整基金積立金、緊急自然災害防止対策事業などとなっております。新型コロナウイルス感染症の影響により、法人市民税が減収となっており、しかしながらこれはコロナ禍の影響というものだけではなく、市内事業者数の減少など複数の要因があると考えられますので、今後も市内事業者に対する有効な支援策を講じていく必要があると思います。ここ数年懸念材料でありました経常収支比率については、前年度の100.6%から4.6ポイント改善し、96%となったことは一定の評価をいたします。しかしながら、まだまだ高い水準でありますので、今後も継続して慎重な財政運営を行っていただきたいと思います。基金残高については、企業版ふるさと応援寄附金や財政調整基金の積立により、実に9年ぶりに増加をしたことも評価されますが、想定外が想定内となりつつあります自然災害等に対応できるよう、引き続き安全かつ有利な運用に努めていただきたいと思います。

各部署における審査の過程において、人員の確保などの問題点を問われた場面においては、真摯にその指摘を認め、現状の課題と認識され、今後の対策について前向きな答弁が得られたことは、まさに決算審査のこの役割が今後の市民福祉の向上につながるものだと感じました。災害復旧や新型コロナウイルス感染症もようやく少しではありますが明かりが見えてきたような気がしております。今後もしっかりと継続して現状解決を図りながら、多様性を持ち、新たな視点で事業計画と事業実施に努められ、健全な財政運営をしていただきますことを期待して、私の賛成討論とさせていただきます。

以上です。

議長（大川弘雄君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 確定いたしましたので、着席を願います。

採決の結果、起立多数であります。よって、本案は原案のとおり認定することに決ま

した。

議案第50号令和2年度竹原市下水道事業決算認定について（決算特別委員会）、本案に対する委員長報告は原案認定であります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 確定いたしましたので、着席を願います。

採決の結果、起立全員であります。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

議案第51号令和2年度竹原市水道事業決算認定について（決算特別委員会）、本案に対する委員長報告は原案認定であります。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

14番松本進議員。

14番（松本 進君） 私は、議案第51号令和2年度竹原市水道事業決算認定に反対をいたします。

水道事業費7億1,422万2,225円に占める広島県用水受水費は1億7,404万6,476円、率で経費の24.3%を占めています。公営企業という経営原則から見ても、水道事業費の負担軽減は避けて通れない重要な課題であります。しかし、当初の県用水受水目的から後づけされた理由で経費削減に本気で取り組まないのは許されません。

2014年2月の県用水受水協定書は、今後10年間日量4,600立方メートル余りの受水量を契約する一方で、ほぼ同量の竹原市内の水源を削減しているのであります。竹原市の貴重な水資源を有効に活用すべきであります。また、県用水受水総額は1984年から2019年度末までの36年間に約72億円という巨額な水道事業費の負担は明確であります。受水中止に伴う違約金等も明確な規定はありません。私は、県用水受水計画の凍結、中止の交渉を再度強く求めておきます。

2020年度の経営状況を見ると、純利益2億3,272万9,380円であります。この純利益の有効活用による老朽化施設等更新計画の前倒し実施の取組を求めておきたいと思えます。

以上で議案第51号に対する私の反対討論であります。

議長（大川弘雄君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 確定いたしましたので、着席を願います。

採決の結果、起立多数であります。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

日程第4

議長（大川弘雄君） 日程第4，発議第3－6号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

4番山元経穂議員。

4番（山元経穂君） コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）。

新型コロナウイルス感染症の蔓延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても引き続き巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療、介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など、将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められる。その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれる。よって、国においては、令和4年度地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望する。

記。

1. 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう十分な総額を確保すること。

2. 固定資産税は市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋、償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものである。よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。

3. 令和3年度税制改正において、土地に係る固定資産税について講じた課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については令和3年度限りとすること。

4. 令和3年度税制改正により講じられた自動車税、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、さらなる延長は断じて行わないこと。

5. 炭素に関わる税を創設または拡充する場合は、その一部を地方税または地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。議員の皆様におかれましては、慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（大川弘雄君） 説明が終わりました。

本案は、議長を除く出席議員全員の発議であります。よって、質疑、討論を省略し、採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） 御異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略することに決しました。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5

議長（大川弘雄君） 日程第5，発議第3－7号地域住民のいのちを守るための意見書（案）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

14番松本進議員。

14番（松本 進君） それでは、地域住民のいのちを守るための意見書について趣旨説明を行います。

今朝の新聞では、明日までの緊急事態、全面解除へという報道があつて、社説で見ると、次なる波へ備えを怠るなということも報道されております。

それでは、意見書の本文を紹介したいと思います。

新型コロナウイルスによるパンデミックは、日本国内の感染症病床や集中治療室不足、保健所など公衆衛生体制不足を露呈させた。また、医療、介護などの人員不足も改めて問題視されることになった。感染拡大初期から保健所機能は対応しきれなくなり、感染症病床不足により入院できない感染者があふれた。介護施設では、PCR検査がほとんど行われることなく、感染防止に対する行政の指導援助も進まず、集団感染が多発する事態となった。ついには、「いのちの選別」をせざるを得ない事態へと追い込まれ、いわゆる「医療・公衆衛生体制の崩壊」が現実となり、本来救えるはずの命が救えない事態となっている。このような事態を繰り返すことのないような体制等の拡充が求められている。

2019年9月、厚生労働省が公表した「再編統合について特に議論が必要」と名指した424公立・公的病院リスト、のちに440、広島県内では12病院が対象で、竹原市内の呉共済病院忠海分院が含まれています。このリストはいまだに撤回されておりません。

忠海病院を少し紹介いたしますと、病院名が国家公務員共済組合連合会呉共済病院忠海分院です。昭和17年に創立されております。病床数は、一般病床が44床、診療科目が内科、呼吸器内科等6科、指定病院機関として大久野島毒ガス障害者の指定医療機関となっておりまして、職員数は、これは2017年現在ですけれども、89名で、医師が9名、看護師、准看護師31名等々になっています。今後の新興・再興感染症拡大の際にも対応し得る感染症病床の拡充と感染症の病床を中心的に担う公立・公的病院の拡充について、災害医療などを担う役割を踏まえた計画が必要と考える。よって、国においては地域

住民のいのちを守るため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

1. 保健所の拡充設置と医師・看護師・介護士・保健師等の増員が必要であることを認識し、拡充・増員計画を示すこと。

2. 公立・公的病院の再編統合「再検証リスト」については撤回するとともに、地域住民が医療の心配をしなくても暮らせるよう、感染症・一般病床・急性期・療養型を問わず、病床数の拡充を設置すること。また、公立・公的病院の拡充計画を示すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。どうか慎重審議の上、御決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（大川弘雄君） 説明が終わりました。

本案は、議長を除く議員全員の発議であります。よって、質疑、討論を省略し、採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） 御異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略することに決しました。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6

議長（大川弘雄君） 日程第6，閉会中継続審査（調査）について（2常任委員会）を議題といたします。

お手元に配付いたしておりますとおり、各常任委員会委員長から、会議規則第111条の規定に基づき閉会中の継続審査，調査の申出がありました。

お諮りいたします。

それぞれの委員長から申出のとおり，閉会中の継続審査，調査とすることにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） 御異議なしと認めます。よって，それぞれの委員長から申出のとおり

り、閉会中の継続審査、調査とすることに決しました。

日程第7

議長（大川弘雄君） 日程第7、議員の辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、高重洋介議員の退場を求めます。

〔5番高重洋介君 退場〕

議長（大川弘雄君） 事務局長に辞職願を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（大川弘雄君） この際、念のために申し上げます。

議員の辞職は、会議規則第147条第2項の規定により、討論を用いないでその許否を決めることになっております。よって、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

高重洋介議員の議員辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） 御異議なしと認めます。よって、高重洋介議員の議員辞職を許可することに決しました。

お諮りいたします。

議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

以上をもって今期定例会に付議された案件は全て議了いたしました。これをもって令和3年第3回竹原市議会定例会を閉会いたします。

午前10時39分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

竹原市議会議長

竹原市議会副議長

竹原市議会議員

竹原市議会議員